公共施設再配置と小中一貫校の導入について

1. 江南市公共施設等総合管理計画(令和2年3月更新)

公共施設管理に関する基本的方針

- ・施設総量の縮減:施設の統廃合等を推進し、公共施設の延床面積を縮減
- ・施設の長寿命化
- ・運営の適正化

【縮減目標(公共施設のライフサイクルコスト)】

2055年までに304.4億円(8.2億円/年)を縮減

2. 個別施設計画

(1) 江南市公共施設再配置計画(令和2年3月更新)

学級数の減少が見込まれる学校や老朽化が進行した学校は、学校に近接する施設と同時に更新、複合化をする。

小中学校の第1期(2018~2027年)までのアクションプラン

| 施設 | 施設名 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 |
|----|----------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 番号 | 旭武有 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 |
| | (小学校共通) | | | | | | | | | | |
| | | プール民 | 営化検討 | | | | | | | | |
| | (小中学校共通) | | | | | | | | | | |
| | | 長寿 | 命化計画第 | 策定 | | | 複合化・ | 更新等 | | | |

- (2) 江南市学校長寿命化計画(令和3年3月)
 - a. 公共施設の状況

令和2年4月時点の本市の公共施設総延床面積 212,455.2 ㎡のうち、 小中学校が全体の約54%にあたる114,705.4 ㎡となっている。

b. 学校施設の規模・再配置計画等の方針

児童生徒数の動向などから適切な学校の規模や配置を見定め、統廃合の可能性について継続的に検討していく。

3. 小中学校の複合化・統廃合について

(1) 小中学校とその他の施設の複合化

公共施設再配置計画、及び公共施設保全計画では、小中学校に関しては学級数の減少が見込まれる学校や老朽化が進行した校舎は、学校に近接する施設と同時に更新、長寿命化改修を実施し複合化を図ることと位置付けている。

複合化にあたっては、児童生徒だけでなく、生涯学習・文化・スポーツ等の活動の場所として、様々な市民が利用し易い施設づくりを図ることとしている。



公民館・学習等供用施設など社会教育機関等との複合化

(2) 小中学校の統廃合

校舎の老朽化による劣化の進行状況や、少子化による学級数の減少などを勘案 し、常に最適な施設規模を保ち、今後の市民ニーズや教育ニーズへ対応した環境 を保ちながら、統合や複合化により施設の維持管理費(ライフサイクルコスト) の縮減を図る必要がある。

また、近年の国の動向や現在の教育課題の一つである、小1プロブレムや中1 ギャップ等の防止及び問題解消のための諸活動に取り組む必要がある。

小中学校の統合にあたっては、単に統合するのではなく、上記の課題解消にも 対応した新たな教育施設として、教育環境の充実が図られる施設とする必要があ る。



小中一貫校の導入

4. 小中一貫校のメリット・デメリット

| メリット | デメリット |
|---------------------|-------------------|
| 【教育面】 | 【教育面】 |
| ・中 1 ギャップを解消し不登校を減少 | ・従前6・3制の小中学校へ(から) |
| (中学進学時のストレス軽減) | 転校の際、授業進捗度合が異なる。 |
| ・小中学校が共通の目標を持つことで、 | ・一貫校導入に際し、一時的に教員 |
| 9年過程で系統的な教育を実現 | の負担増 |
| ・小学校で、学級担当制と教科担当制 | (カリキュラム作成、打合わせや研 |
| を導入することで、クラス運営と学 | 修会の開催など) |
| 力向上とを分担できる | |
| ・複数の教員での対応が可能 | |
| (職員の負担軽減) | |
| 【再配置面】 | 【再配置面】 |
| ・建物の老朽化解消 | ・新たな学校整備への財源確保 |
| ・児童生徒数に応じた適正規模の学校 | (有利な地方債は、R8年度までの |
| 整備により、維持管理費を縮減 | 期限あり) |
| ・不要資産の処分が可能 | |

(参考) 国の教育の動き

・中央教育審議会答申(平成26年12月22日)

「子どもの発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システム の構築について」

(内容)

第1章: 小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について

第2章: 意欲や能力に応じた学びの発展のための制度の柔軟化について

· 文部科学省(平成27年6月24日)

「学校教育法等の一部を改正する法律」の公布(平成28年4月1日施行) (内容)

学校教育法第1条:小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う、

「義務教育学校」が新たに規定。

学校教育法第49条:修業年限9年(前期6年、後期3年)。ただし、柔軟な

学年段階の区切りの設定が可能となる。